

ひたちなか市公共工事中間前払金に係る運用基準

総務部契約検査課

(趣旨)

第1 この運用基準は、ひたちなか市公共工事前払金取扱要綱(平成26年告示第108号)第5条に規定する中間前払金の事務手続きについて、同要綱第9条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(中間前払金の認定申請)

第2 中間前払金を受けようとする受注者は、「中間前払金認定申請書」(別記様式第1号)に「工事履行報告書(中間前払金用)」(別記様式第2号)を添付して認定の申請を行わなければならない。また、市はその他必要に応じて資料を求めることができるものとし、受注者はその資料を提出しなければならない。

(中間前払金の要件認定及び通知)

第3 第2の規定による申請があったときは、受注者が提出した資料について、内容の不備その他特別の事由がある場合を除き、当該申請を受けた日から14日以内に、要件に対する審査を行い、当該審査の結果を「中間前払金認定等通知書」(別記様式第3号)により通知しなければならない。

付 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和7年2月1日から施行する。